

# 第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の策定について

## 1 目的

将来にわたって市民が安心して医療を受診できるよう、国保財政の不均衡を改善し、健全化を図るための取り組みを、第3期「会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針（以下「健全化指針」という。）」として策定するものです。

## 2 対象期間等

県国民健康保険運営方針の対象期間に合わせ、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、平成33年度からの後半の3年間に向けて平成32年度に見直します。

## 3 経過及び背景

本市では、国保財政の不均衡を改善し、将来にわたり市民が安心して医療を受診できるよう、平成18年度に「会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針」を策定し、平成19年度から現在に至るまで、国保財政の健全化に取り組んできました。しかしながら、平成19年度以降も一般会計からの法定外繰入れを余儀なくされており、今後も継続して国保財政の健全化を図っていく必要があります。

また、平成30年度からの県国民健康保険運営方針において、財政運営の基本的な考え方を、「必要な支出は当該年度の国保税と国庫負担等でまかなうことにより収支が均衡できるよう運営していくことが重要であり、決算補てん等を目的とした法定外の一般会計繰入などについては、段階的に解消・削減する必要がある。」としています。

これらのことから、平成30年度以降の国保事業の運営方針として第3期健全化指針を策定し、国保財政健全化の取り組みを継続してまいります。

## 4 今後のスケジュール

平成29年4月7日	第3期健全化指針の策定について報告
平成29年度中	第3期健全化指針（案）諮問